

## いわき水道事業管理者の交際費に係る情報の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道事業管理者の交際費に係る情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表する情報)

第2条 水道事業管理者の交際費に係る情報の公表は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 支出月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、いわき市情報公開条例（平成10年いわき市条例第1号）第7条各号に掲げる情報については、公表しない。

(公表の時期)

第3条 水道事業管理者の交際費に係る情報の公表は、当該交際費を支出した日の属する月の翌月15日までに行うものとする。ただし、その日が休日（いわき市の休日を定める条例（平成元年いわき市条例第71号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日をもってその期限とする。

(公表の方法)

第4条 水道事業管理者の交際費の情報の公表は、いわき市水道局のホームページに掲載する方法により行うものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、水道事業管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から実施し、同日以後に支出する水道事業管理者の交際費について適用する。